

女性のためのがん検診

子宮頸がん・乳がん検診

が始まります！

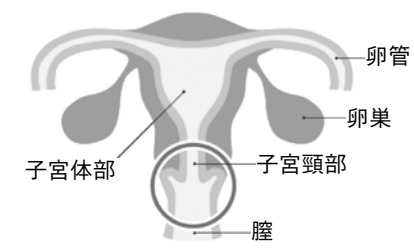
子宮がんってどんな病気

子宮がんには、子宮頸がんと子宮体がんの2種類があります。子宮頸がんは子宮頸部（膣に近い部分）にでき、30～40歳代に最も多く発症します。子宮体がんは子宮体部にでき、50歳以降に多いがんです。

市の子宮頸がん検診は、20歳から毎年受診することができますので、忘れずに検診を受けましょう。

【子宮頸がんができる部位】

出典：公益財団法人がん研究振興財団「予防できる子宮頸がん」



日本人の2人に1人はがんにかかるといわれる時代です。がんは早期発見・早期治療で治る病気であり、特に乳がんは、早めに治療を開始すれば90%以上の確率で治るといわれています。

あなたの健康のため、大切な家族の安心のために、ぜひ検診を受けましょう。

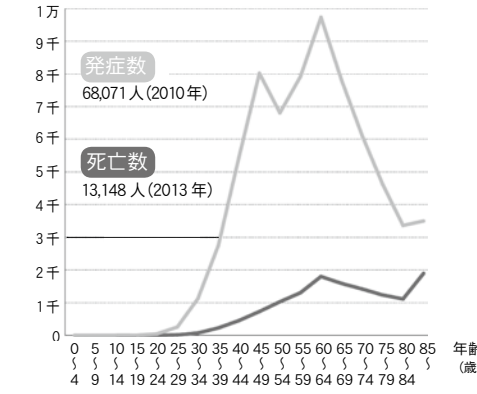
健康推進課成人保健担当 ☎5311

乳がんの傾向とは

乳がんは女性が1番かかりやすいがんで、年々増加傾向にあります。日本人女性の約18人に1人がかかるといわれ、30歳代から増加し、40～60歳代に最も多くみられます。

市の乳がん検診は、30歳代の女性は毎年の受診、40歳以上の女性は2年に1回の受診となります。対象の年には忘れずに検診を受けましょう。

【乳がんの年代別発症数、死亡数】



出典：国立がん研究センターがん対策情報センター

がんを防ぐための新12か条

あなたのライフスタイルをチェック！
そして今日からチェンジ！！

- 1条 たばこは吸わない
- 2条 他人のたばこの煙をできるだけ避ける
- 3条 お酒はほどほどに
- 4条 バランスのとれた食生活を
- 5条 塩辛い食品は控えめに
- 6条 野菜や果物は豊富に
- 7条 適度に運動
- 8条 適切な体重維持
- 9条 ウイルスや細菌の感染予防と治療
- 10条 定期的ながん検診を
- 11条 身体の異常に気がついたら、すぐに受診を
- 12条 正しいがん情報でがんを知る

出典：公益財団法人がん研究振興財団「がんを防ぐための新12か条」

【子宮頸がん検診、乳がん検診(個別検診) 実施のお知らせ】

項目	子宮頸がん検診		乳がん検診		
	7月1日(水)～11月30日(月)		8月1日(土)～11月30日(月)		
期間	7月1日(水)～11月30日(月)		8月1日(土)～11月30日(月)		
対象者 (平成28年3月31日基準)	20～69歳の女性	・70歳以上の女性 ・65～69歳の女性 で後期高齢者医療制度の被保険者	30～39歳の女性	40～64歳で偶数年齢の女性	66歳以上で偶数年齢の女性
内容	問診・視診・内診・頸部細胞診 ※医師が必要と認めた場合、体部がん検診(体部細胞診)も実施します。		超音波検査	マンモグラフィ2方向	マンモグラフィ1方向
料金	2,100円	700円	1,800円	2,400円	500円
受診方法	市で発行した受診票(無料クーポン券対象の人は無料クーポン券)、健康保険証、検診料金を持参し、郵送している検診のお知らせの「市内指定医療機関一覧表」を確認の上、直接受診してください。 ※乳がん検診は完全予約制ですので、医療機関へ直接予約してください。(7月1日から予約開始) 子宮頸がん検診は医療機関によっては、予約が必要な場合がありますので確認してください。 ※今からでも申し込みできますので、お問い合わせください。				

※各地域で検診バスを利用した集団検診(検診内容・料金などは個別検診と同じ)を実施します。詳しい日程などを、随時、広報おおさきに掲載しますので確認してください。

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料、介護保険料の課税(賦課)額が見直されます

国の制度改正により、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の課税(賦課)額が見直され、低所得者が受けられる軽減措置の対象範囲が拡大されました。

また、介護保険料に関して、市では第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料を見直し、所得水準に応じ、よりきめ細かな保険料設定を行いました。

☎ 5147

国民健康保険税

■限度額の変更

保険税の限度額は、これまで81万円(介護保険対象外の世帯は67万円)でしたが、平成27年度から85万円(介護保険対象外の世帯は69万円)に変更になりました。

■低所得者に係る保険料軽減の変更

保険税(均等割・平等割)の軽減の対象範囲が見直され、平成27年度から世帯の軽減判定所得額が、表1のとおり変更になり、対象範囲が広がりました。

■納税通知書の送付

保険税の納税通知書は、7月中旬に送付します。同封された納付書により、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。口座振替の利用者は、納税額と口座振替日を確認してください。

また、納税組合の組合員については、加入している納税組合へ送付します。

※納税組合に加入している口座振替利用者については世帯主へ送付します。

※年金から引き落としの人(特別徴収)については、8月上旬に世帯主へ送付します。

表1 保険税の軽減判定所得額(世帯主と被保険者全員の合計額)

軽減の割合	変更前(平成26年度)	変更後(平成27年度)
7割軽減	「33万円以下」の世帯	変更なし
5割軽減	「33万円+(24.5万円×被保険者数+特定同一世帯所属者数)」を超えない世帯	「33万円+(26万円×被保険者数+特定同一世帯所属者数)」を超えない世帯
2割軽減	「33万円+(45万円×被保険者数+特定同一世帯所属者数)」を超えない世帯	「33万円+(47万円×被保険者数+特定同一世帯所属者数)」を超えない世帯

※軽減の判定は、4月1日現在の世帯構成で行います。

後期高齢者医療保険料

■低所得者に係る保険料軽減の変更

国民健康保険税と同様に、保険料(均等割)の軽減の対象範囲が見直され、平成27年度から軽減判定所得額が、表2のとおり変更になり、対象範囲が広がりました。

■保険料決定通知書の送付

保険料の納入通知書は、7月中旬に送付します。同封された納付書により、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。口座振替の利用者は、保険料額と口座振替日を確認してください。

※年金から引き落としの人(特別徴収)については、8月上旬に送付します。

表2 保険料の軽減判定所得額(世帯主と被保険者の合計額)

軽減の割合	変更前(平成26年度)	変更後(平成27年度)
9割軽減	「33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯(年金以外の所得がない場合)	変更なし
8.5割軽減	「33万円以下」の世帯	変更なし
5割軽減	「33万円+24.5万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	「33万円+26万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯
2割軽減	「33万円+45万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	「33万円+47万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

※軽減の判定は、4月1日現在の世帯構成で行います。

介護保険料について

平成27年度以降の介護保険料の保険料段階や保険料基準月額などの見直しについて、広報おおさき4月号で詳しく説明しています。広報おおさきは、市ウェブサイトにも掲載しています。

また、保険料額決定通知書を後期高齢者医療保険料と同様の方法で送付します。

